
中国地域ITコ-ティネ-タ連絡会(略称:ITC中国)規約

第1条(名称)

本会は、「中国地域ITコ-ティネ-タ連絡会(略称:ITC中国)」という。

第2条(目的)

中国地域のITコ-ティネ-タ(ITC補、インストラクター研修修了者を含む。以下「ITC」という)は中堅・中小企業のIT化の推進に寄与し、もって、ITコ-ティネ-タ制度の社会浸透とTCとしての知識および技能を向上させることおよび、中国地域ITCのための情報の収集と提供を目的とする。

第3条(活動内容)

- (1)中国地域にまたがる中堅・中小企業のIT化の推進活動
- (2)中国地域にまたがるITコ-ティネ-タ制度の広報活動
- (3)中国地域にまたがるITCの知識・技能向上のための活動
- (4)中国地域にまたがる行政や業界等の情報の収集と提供
- (5)その他、本会が必要と認めた活動

第4条(会員の種別)

本会の会員資格は、中国地域で活動する以下の者とする。ただし、幹事会の承認を得た者は、この限りではない。

本会の会員の種別は次の通りとする。

- (1)正会員 中国地域のITC
- (2)賛助会員 本会の目的に賛同する法人および個人

第5条(会費)

会費は徴収しない。

特別な費用が発生した場合は、その都度徴収する。

第6条(入退会)

1. 入会

本会の入会は、代表幹事の承認を得るものとする。

2. 退会

本会の退会は、所定の手続きにより行なうものとする。

第7条(資格の喪失)

1. 会員が、次ぎの各号の一つに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

(1) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

(2) 会員が死亡したとき。

2. 会員が退会しようとするときは、文書又は電子メールによりその旨を本会代表に届けなければならない。

3. 会員の資格喪失については、総会に報告しなければならない。

第8条(役員、組織)

1. 本会には、次の役員を置く。

- (1)代表幹事 1名
- (2)幹事 5名以内
- (3)事務局 1名

2.代表幹事および事務局は、総会において会員の中から選任する。

ただし、代表幹事と事務局の兼任も可とする。

3.幹事は、各県単位のITC会からその代表者を所定の手続きにより本会代表に届けて、幹事会の承認を得るものとする。

4.代表幹事は、本会を代表し、会務を総理する。

5.役員の任期は2年とし、再任は放げないものとする。

ただし、欠員が生じたときの補欠の任期は、前任者の在任期間とする。

6.幹事会は、必要に応じ代表幹事が召集する原則電子会議とし、議長は代表幹事が務める。

第9条(総会)

1. 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 役員の選任に関すること
- (3) その他、本会の業務に関する重要事項に関すること

2.通常総会は、会計年度(当年4月1日から翌年3月31日まで)終了後3ヶ月以内に開催する。

3.幹事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。

4.総会は、原則電子総会とする。

5.総会は、代表幹事が召集し、議長は代表幹事が務める。

5.総会は、会員の過半数の参加又は委任状の提出をもって成立し、参加した会員(委任状によるものを含む)の過半数の同意をもって決する。

第10条 (幹事会)

1. 幹事会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 幹事届出の承認に関すること
- (3) その他、委員会の設置等本会の運営に必要な事項。

2.幹事会は代表幹事が必要と認めたときに随時開催する。

3.幹事会は、原則電子会議とする。

第11条(事務局)

1. 本会の事務局事務所は事務局の所在地とする。

(付則)

1. 本規約は、平成14年8月1日から施行する。

以 上